

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 6 号	受理年月日	令和3年6月2日
件 名	安城市議会は会議規則第132条を改めると共に、請願を誠実に扱うことを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>請願は憲法第16条で保障された国民の権利です。権利があれば義務があります。その義務に当たるのが請願法第5条と考えられます。また、安城市では自治基本条例及び議会基本条例に、市民参加の推進、開かれた議会、議会の説明責任、請願の位置づけ等が明記されています。安城市議会は、今までに多くの請願を委員会付託することなく、さらには反対討論すらせずに、つまり、まったく説明することなく否決してきました。これは、国民の権利に対して、請願法第5条にある『誠実に処理しなければならない』という義務に反しているのみならず、安城市の自治基本条例及び議会基本条例にもそぐわない対応と言わざるを得ません。安城市議会の会議規則第132条に、議長は委員会付託を省略することが認められており、この条文を基に、議会は、多くの請願を委員会付託することなく、まったく説明が無いままに請願を否決する行為を繰り返してきたと言えます。この規定は、民主主義の根幹を無視した議長の独断を許すものであり、議会のブラックBOX化を助長するなど、国民（市民）の権利をないがしろにし、条例の趣旨にも反するものになっています。会議規則は、請願法の下位に位置するため、誠実に処理しなくてよい、つまり、付託する必要がないとする正当な根拠を法的、合理的に説明できない限りでは、付託する必要がない、とは言えないこととなります。</p> <p>《参考》請願法 第一条【目的】 「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる。」ここで、安城市議会会議規則は法律ではなく、「自主法規」、「(議会内部の) 自律規定」であるため、請願法に書いてないことは無効と言えます。このため、判断に間違いを起こさないためには、第132条の一部の削除が必要ということになる。この削除は、当市の「請願書及び陳情書取扱要綱」にも適合している。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>国民の権利である請願を誠実に扱い、民主主義及び自治基本条例と議会基本条例の趣旨に基づいた議会運営を行うために、安城市議会会議規則第132条にある『ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない』の削除を求めます。</p> <p>《参考》 ○請願法 第五条【請願の処理】…この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。</p>		

要
旨

○安城市議会会議規則 第132条…議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要がないと認めるときは、この限りでない。

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 7 号	受理年月日	令和3年6月23日
件 名	永田敦史議員ほか全議員に、安城市議会に提出する請願に関し、日本国憲法にて保障されている請願権のもと、請願に関する認識を改めることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>6月21日の総務企画常任委員会にて審議された請願「議員の市政功労者表彰の廃止を求める請願」について、白山議員には紹介議員になってもらいました。</p> <p>白山議員は、安城市議会会議規則第133条「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」を根拠にして、説明のために赴き、説明の責務を果たしました。義務は、ここで終わりのはずです。</p> <p>現時点では、最高裁の最終判決が二十年近く前に下されている「公文書である録音データ」を聞いて書いているわけではないため、この請願内容の不十分さは否定しないし、「正式な会議録」を元にしての記載でもないため、誤認識などがあれば追って改めることにして論を進めます。</p> <p>白山議員は説明義務を果たしていましたが、しかし、そのあと、永田敦史委員は、請願説明の義務を果たした白山議員に対して、さまざまな質問を投げかけました。これに対して、白山議員は会議規則第133条において義務がない返答をしてしまいました。このような、規則の範疇以上の行為をさせたのは、委員会の委員であり、請願者としては正当な発言として認めることはできません。残念ながら、委員長ですら、さまざまな法令等を認識しているわけではなく、とっさの判断は出来なかったかもしれない。</p> <p>今回の特徴として際立っていたのは、住民が認識している内容の請願と議員の認識との間に齟齬が生まれたためか、永田議員の矛先は、白山議員に向けられ、その内容は請願とはほとんど無縁のものでした。そもそも、白山議員に回答義務はないし、回答すべきでもない。また、紹介議員とは、請願の全てについて詳細に回答できなければいけないのではない。残念ながら、これらの適正な認識を議員が持っているとは到底考えられない。そもそも、白山議員は単なる紹介議員です。請願者は、請願内容の全てを正しいかどうか確かめて作成している。劇場内での作り話ではない。</p> <p>全議員には、請願権をはじめとする請願における様々な認識を改めていただきたい。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>永田敦史議員ほか全議員に、安城市議会に提出する請願に関し、日本国憲法にて保障されている請願権のもと、請願に関する認識を改めることを求めます。</p>		

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 8 号	受理年月日	令和3年7月30日
件 名	永田敦史議員がF a c e b o o k等で他の議員を誹謗中傷などしたことを例として、安城市議会議員政治倫理条例第3条（1）に照らし、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>令和3年6月26日の永田敦史議員によるF a c e b o o kなどで、市議会での「民主主義」「市民と公の利益」「健全で秩序ある議会運営」を守っていききたい、という投稿を、一市民として見て驚きました。</p> <p>特にF a c e b o o kでは、特定の議員名（以後、某議員）を取り上げ、言葉の限りを尽くして、その議員を誹謗中傷するような内容が書かれていたと言えるでしょう。</p> <p>その内容は、添付資料として、本請願と共に提出いたします。いったい安城市議会は何をしているのでしょうか。市民としての理解の範囲を越えています。</p> <p>永田議員の書き込みを見ると、自分は完全、完璧な正義の議員であり、某議員は悪の限りを尽くした議員のように書かれているようです。</p> <p>そもそも、議会の運営は法令や議会のルール内で行われているはずであり、議員は勝手にそれらから外れた言動はできないのではないですか。</p> <p>また、議会基本条例第3条1項に議会は「言論の府」と明記されているように、議会内で議員同士が激論を交わすこと、及び市の事務に関することで議員と市職員が激論を交わすことは、それこそ議会、議員の本分として、市民としてはむしろ歓迎するところであろう。だが、他の市民たちの声を聴くと、ある議員は、市職員、他の議員、しかも市民にまで無作法を働いていると聞くことが少なくなく、常習化されているようにも思える。しかも実際に一市民である請願者らはその当事者になったことが、なんと市庁舎内で、つい最近あった。これは追って証拠をもとにして精査し、公開することになる。</p> <p>ここで、まずは永田議員には、F a c e b o o kなどへの書き込みについて、下記について答えていただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 某議員はどのような法令及び議会のルール違反をしたのか。具体的説明を求めます。 2 議会は、某議員に対して法令及び議会のルール違反を特別に容認しているのですか。 3 書き込みには『全27名の議員』というたぐいの言葉が何度も出てくるが、全27名の議員と言える根拠を示してください。 4 書き込みの内容について、言論弾圧、民主主義を壊す、でたらめ・めちゃくちゃ、逃げの論理展開、言い訳、ダブルスタンダード、暴言、暴行等、何をもってそう言えるのか、具体例を挙げて説明してほしい。 5 議場で議論をせずに、議場外のSNSで個人攻撃をすることは、議員として望ましいことですか。 6 書き込み内容について、永田議員自身に当てはまることは皆無ですか。 		

7 多くの請願について、某議員は請願の紹介議員であり、主に請願にそった発言をしていると思うが、永田議員の発言は請願の内容ではなく、紹介議員の政治信条等を問うような質問が多かったと思える。某議員は単なる紹介議員に過ぎないのに、なぜ某議員に拘ったのか。永田議員は矛先を完全に見間違えているのではないですか。

8 何よりも、他人を誹謗中傷する以前に、まずは永田議員が自らに関する請願等について誠実に答えるべきではないですか。

以上について、永田議員には、もし自分の考えや行いが正しいと確信するなら、瞬時に消えてしまい、再現し論証することが困難な口頭ではなく、逃げずに正々堂々と文章で答えていただきたい。まずは、議会外の第三者である専門家、全市民を含めて、誰が見ても納得ができる論理での回答を、安城市議会が永田議員に求めることで、後世にまで記録として残しておくことができ、安城市議会にとっては大いに意義あることになるであろう。

次に、議員が議場だけでなく、各種メディアを使うなどして、議会の現状やあり方、及び市政について、苦言、さらには厳しい非難を市民へ情報発信することは議員活動として重要なことだと考えるし、むしろそれが無いことのほうが不健全と考える。

しかし、今回の書き込みは、個人名を出し、具体例を示さずに、ほぼ主観のみで個人攻撃し、しかも、自分はいかに立派な議員であるかのような事をアピールする内容となっていて、公序良俗にも反する極めて悪質な行為と言わざるを得ないだろう。

永田議員の書き込みについて、某議員は今のところSNS等で反論も非難もしていないようであり、それは市と議会にとっては幸いなことだと考えている。

もし、安城市議会が永田議員のこのような書き込みを無視、及び容認するような前例を作れば、議会はもちろん、安城市が無法地帯と化し、大混乱する可能性も否定できず、議会及び安城市の今後が心配である。

永田議員のこのような行為について、再発防止の観点からも、安城市議会の厳重な対処を要求する。

請願事項

永田敦史議員には、請願内容にある8項目に文書にて答えていただくと共に、6月26日のSNSへの書き込みについて、安城市議会議員政治倫理条例に従い、議会として厳重な対処と再発防止策を講じることを求めます。

なお、永田敦史議員のFacebookの内容を不問に付し、本請願を否決するようなことがあるならば、議会の説明責任においてその理由を明示していただくことを求めます。

さらには、全議員に対して、安城市議会議員政治倫理条例遵守の徹底を求めます。

要

旨

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 2 9 号	受理年月日	令和3年8月11日
件 名	永田敦史議員が、議会ロビーで話し合い中の市民のなかに不意に乱入し、自分との話し合いに応じるよう一方的かつ強引に求めてきた無法状態を実例として、安城市議会議員政治倫理条例第3条（1）に照らし、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させることを求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議会運営委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>まずは今年6月21日の、議会ロビーにおける永田敦史議員による、市民に対する傍若無人な振る舞いは、市民の血税で活動する議員のあるべき姿とは到底思えず、強く抗議をする。</p> <p>永田敦史議員は、6月26日のFacebook等で、某議員について『自分の思い通りにならないと人を品位ない言葉で罵倒したり、時に大声を上げ恫喝や暴言、また暴行ともとられかねない行為まですることがあります。』と投稿しているが、この事件から、これは、まさに自分自身のことを言っているのではないかと思えます。</p> <p>特に『また暴行ともとられかねない行為まですることがあります。』と看過できない言葉がありました。どの様な場面を言っているのか。永田議員は、いつ、どこで、このような行為に遭遇されたのか。何か心当たりでもあるのでしょうか。</p> <p>もし、6月21日の場面を言っているなら、永田議員が執拗かつ強引に自分との話し合いに応じるように請願者に迫っているのを見かねた某議員が、永田議員と請願者の間に入って永田議員を制止しようとしていたにすぎないものであり、暴行などいっさい無かったと証言する。それを某議員による暴行と表現したことは、自分の行いをまったく反省しないばかりか、事実を捻じ曲げた、悪質極まりないものと断言させていただく。</p> <p>ここで永田議員の言動について、事実を明らかにしたい。</p> <p>決定的なことは、永田敦史議員が、いつ、どこで、市民らの話し合いに、突然、入り込んだのか、それに対して市民側は、どのような対応をしたのか、である。</p> <p>6月21日は、総務企画常任委員会の開催日であった。請願者は傍聴後、議会事務局横のロビーにて相談をしていた。そこに、永田議員が、突然、話し合いを要求してきた。午前11時頃であった。</p> <p>当方としては、永田議員と口頭で話し合うつもりは毛頭なく、市民間の話し合いの途中でもあり「忙しいので申し訳ありません」と繰り返し断った。しかし、永田議員は何回でも要求を繰り返してきた。請願者は断る過程で、まずは、これまでに繰り返し、説明等を求めてきた内容（ここには、全請願への回答に限らず、メール等で質問をしていた内容についても含まれる）に対して文章で回答をしてほしいと要望した。</p> <p>しかし、永田議員はまったく聞き入れず、大声をあげて食い下がり自分の要求を通そうとした。口頭だけで話をするつもりのようなようだった。</p> <p>永田議員の言動を、一般企業に例えれば、社員が株主に向かって、自分の要求を通そうと強引に迫るようなもので、これは株主に対するあり得ない、かつ許しがたい無礼をはたらいたことと同様である。そのような者が会社に残れるはずがないであろう。</p>		

議会においては、その一員である永田敦史議員は、一方的に、納税者であり有権者である市民に、『こうしろ!』と強要しているのと同じことではないか。まさに言語道断! 当然許される行為ではない。

このように、永田議員の言動は常識的には考えられない、常軌を逸した暴挙と言わざるを得ません。

よって、安城市議会議員政治倫理条例第3条(1)に照らし、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させることを求めます。

請願権は、日本国憲法にもとづいた国民の権利ではあるが、当市議会は、法的に正しい根拠もなく断固として拒否し続けてきた。しかし、永田敦史議員の市民に対する常軌を逸した言動をまさか黙認し、無罪放免にすることはしないものと信じます。

6月26日の永田議員によるFacebook等への投稿を含め、安城市議会は、嘆かわしい醜態をさらしていることの屈辱と危機感を全議員で共有し、その改善に向けた行動を要求します。

請願事項

- 1 永田敦史議員には、これまでのご自分に関する請願は言うに及ばず、全請願について、文書にて、第三者の誰もが正当と認める内容を答えていただきたい。
- 2 永田敦史議員は、今回の一方的な話し合い要求が、正当なものと考えるならば、その根拠等を文書にて答えていただきたい。
- 3 永田敦史議員は『暴行ともとられかねない行為』に心あたりがありそうだから、それは何か、どのようにかかわったのか、文書にて答えていただきたい。
- 4 安城市議会は、今回の乱入事件に関し、永田敦史議員に厳重な対処と、安城市議会議員政治倫理条例に従い、再発防止に向けて、全議員に政治倫理基準の遵守を徹底させる策を講じることを求めます。

なお、永田敦史議員の今回の件を不問に付し、本請願を否決するようなことがあるならば、議会の説明責任においてその理由を明示していただくことを求めます。

要

旨

令和3年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和3年9月1日

番 号	請 願 第 3 0 号	受 理 年 月 日	令 和 3 年 8 月 1 9 日
件 名	「あんじょう市議会だより」の第51号（6月定例会）に対し、「全請願・陳情の不掲載が決定」されたことは、日本国憲法にもとづく請願権の軽視、及び国民の知る自由（権利）を侵害することになるために、請願を真摯に受け止め、この憲法違反の是正を求める請願		
提 出 者	森 三 長 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	議 会 運 営 委 員 会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>「全請願・陳情の不掲載が決定」されたことの一因としては、最大会派である安城創生会の委員から出たと聞く「請願の件名の字が小さく、読みづらい」ということのように聞いている。該当する件名を3月議会の議会だよりから探すと、文字が少し小さくなっている。</p> <p>「二村守議員の市庁舎内における暴言、暴行について、『二村守議員の市庁舎内における行いに関する審査会を設置して、その言動の有無及び是非を明らかにし、市民に説明することを求める陳情書』（令和2年9月23日提出）と『二村守議員の市庁舎内における暴言・暴行について第三者委員会を設置し状況を解明させ、市民に、その有無と是非及び責任を明らかにすることを求める陳情書』（令和2年11月6日提出）を会議の議題としなかったことについて、その説明を求める請願」だと思われる。</p> <p>この二村守議員（当時の議長）の暴言・暴行事件が初めて件名に登場したため、文字が小さくて読みにくいという理屈が登場したのであろう。</p> <p>さて、先の3月定例会のQRコードをスマホ等に読ませても、文書表までには飛ばないため請願そのものを直ちに読めることにはならない。だが、今回の議会だより（6月定例会）のQRコードだと文書表に飛び、ただちに請願そのものを読むことかできる。</p> <p>しかし、関心が湧き、読む気になるのは、タイトルがわかってのことだろう。そのタイトルを市議会だよりから抹消してしまっているため、市民の何人が、（スマホ等を使える人に限定されることも問題だが）QRコードを読ませてまで読もうとするか疑問である。</p> <p>一般市民の立場に立って考えていただきたい。</p> <p>しかも、6月定例会での請願には、二村 守議員、永田敦史議員に関する請願が、各2件、合計4件存在している。</p> <p>これは、請願者が意図したことではなく、二人の議員が、そのような請願を出さざるを得ない状況になっただけのことである。</p> <p>出す必要もない請願は出さないものだ。</p> <p>しかも請願者の視点から見ると、次から次へと、請願のテーマを与えていただいたという構造にもなっている。</p> <p>そのうちの一つを取り上げるならば、市民が一度は、議員の思惑に沿うようなことを口にしたものの、その間違いに気づいたため、委員会後に、即時取り消したが、最初に言ったことをもとにくどいほどに、言った、言った、あれはいったい何だったんだ、と、しかもフルネームで、本会議でも言い続け、それはライブで放映されているし、議事録にも永久に残り続ける。これが市民に対して行う元議長、議員としての行為なのか。</p> <p style="text-align: right;">（参照：第23号 令和3年5月25日受理）</p>		

その後も、証拠が厳然と存在するのに、自分には説明はないと言い、担当課長と市民が話したことを否定するなど、およそ考えられる限りのすり替えの論理で議員都合の行動を貫き通している。

(参照：第23号 令和3年5月25日受理)

これでは、全市民の前で公然と名誉毀損をされたようなものと言えない。市民のせいにし続ける安城市議会議員とは、いったいどういう人達なのか。

安城市議会としての公式見解を断固求めます。

今回、「全請願・陳情の不掲載が決定」されたということは、市民の目には、このような市議会、議員の実態を市民の目から隠そうとしているということになる。

これは、他の請願に登場する議員の場合も同様である。もしも、議員として公務員として異議があるならば、ぜひ反論をしていただきたい。

さらには、2020年度から、本来の請願の趣旨から外れた請願が多数提出された、と言うことも耳にしており、これも不掲載の理由の一つかもしれない。

安城市議会、全議員にお聞きしたい。すでに何回も請願権についての請願を出した。日本国憲法に基づく請願権とは何か、市議会議員の何人が理解しているのか。「趣旨から外れた請願」とは、具体的に何を指しているのか、洗いざらいすべてご提示いただきたい。法的な審判を仰ぎたい。

また、日本国憲法に関する第一人者に、出版社経由で問い合わせたところ、「地方議会の議員も憲法99条の遵守義務は負いますので、政治責任は免れないこととなります」と回答を得ており、このことは、すでに外部には説明している。この憲法遵守義務に、何が含まれているのか、全議員はご存じなのか。請願権も含まれているということだ。

しかも、その請願の対象範囲がどこまでか、ご存じですか。

「本来の請願の趣旨から外れた請願が多数提出された」と的を外れの論理で、議会だよりへの請願の非公開を決めようとは何をか言わんや、である。

今一度、全議員は法律等の一般常識から研鑽を積んでいただきたい。

所詮、法律など言葉で表現されているのだから、大学教授、弁護士などの専門家に対して素人の市議会議員であっても、対抗は可能である。法律は、ノーベル物理学賞レベルのものでもないから、安城市議会議員にも十分に身につけられます。そこをベースにいただきたい。

さて、請願権、及び国民の知る自由（権利）は、全国民に保障されているため、このうち後者について、知る自由（権利）で市民が比較的容易にできることを例として挙げてみたい。

①請願：これは、日本国憲法で保障されており、請願法も存在し、本市には、請願・陳情に関するルールも存在している。

②「市民の声」として市に質問等が可能になっている。

③市の各部署への直メールによる質問。この場合は、何らかのかたちで、アドレスを入手した場合になる。

この3点に絞ってみると、本市の場合、回答が得られるのは、法的な義務がない②、③のみである。一番、重要であり、日本国憲法で保障している請願には、まったく相手にしない安城市議会という現状になっている。

最後に、昨年末の2020（令和2）年11月25日に最高裁大法廷が過去の判例を変更し、話題になった内容 事件番号：平成30（行ヒ）417は、各方面で報道、解説などがされたため、本市議会議員には自明なことかもしれないが改めて説明する。

それは、議会に対して、司法判断がより介入しやすくなったことである。つまり、法令違反を容認する会派などは、まったくもって論外として、多数会派の横暴で地方自治が正常に機能していないという指摘がされてきたため、最高裁が60年ぶりに判例を変更したわけだ。

さらに当市議会に即して、わかりやすく言うならば、
多数会派だからと言って、その数にモノを言わせて、法令違反をしてまで、否定、無視すること（当市の場合は、例えば法的に反論不可能な、まっとうな請願等を不採択、いや、それ以前に委員会で、問答無用で、議論の俎上にも乗せないこと）は出来ないということになるのだろう。

つまり、すでに、有無を言わさない多数決は許されていないことになるということだ。

多数の意見というだけで議決をするのではなく、法律上の妥当性を十分に検討して冷静に議決することが求められることとなる。

従って、安城市議会の中で『(我々の) 決議は最高だ』と理解し、世間の変化に対応できない人は、安城市が新しく生まれ変わる場にそぐわない人でしょう。

当市議会議員は、これらのことを忘れることなく、精進願いたいものです。

請願事項

要 1 【請願の趣旨】で説明したように、請願・陳情の件名は、すべて案件として、市議会だ
よりに掲載すること。現在、件数が多い理由は、市議会及び議員には問題が多すぎ、一時的に多くなっているだけである。

つまり、「あんじょう市議会だより」の第49号（3月定例会）の状態に戻すことを最低条件として、新規に採用したQRコードでアクセス可能な情報のさらなる充実（議員個別の賛否結果等）を求める。このようにして憲法違反の解消に努めていただきたい。

旨 2 請願・陳情の詳細をQRコードの読み取りから、別サイトに誘導して開示している。
この開示データについては、例えば、件名など、横に長くて、これまでの議会だよりに掲載されていた時よりも、さらに読みにくくなっている。少し頭をつかって読みやすくしてほしい。

3 「趣旨から外れた請願」とは、具体的に何を指しているのか、洗いざらいすべてご提示いただきたい。

4 「安城市議会としての公式見解を断固求めます。」としてある箇所について、本人としての、最低限の、及び市議会としての見解を求める。

ここは、主に名誉毀損問題にかかわるため、場合によっては、法的な解決を求めることがある。

なお、今回の件を不問に付し、本請願を否決するようなことがあるならば、議会の説明責任においてその理由を明示していただくことを求めます。

なお、質問等があれば、正確にお答えするために、委員会審査の7日前までに文章でご提示ください。